

受 水 槽 に 直 結 す る 給 水 設 備 の
共 同 住 宅 に 係 る 各 戸 検 針 取 扱 要 綱

令和 7 年 5 月 1 日

横 浜 市 水 道 局

目 次

第 1 章 総 則

第 1 条	趣 旨	1 頁
第 2 条	定 義	〃

第 2 章 各戸検針の諸手続

第 3 条	申請者の資格	1 頁
第 4 条	申請手続	〃
第 5 条	適用基準	2 頁
第 6 条	完了検査及び回答	〃
第 7 条	各戸メーターの設置	〃
第 8 条	工事代理人の選定等	〃
第 9 条	連絡責任者の選定等	3 頁
第 10 条	共同住宅の使用者名簿の提出	〃
第 11 条	水道メーターの検定有効期間満了に伴う取替え	〃
第 12 条	申請者の届出義務	〃
第 13 条	受水槽等の洗浄	〃
第 14 条	受水槽等の洗浄水量料金の取扱い	4 頁
第 15 条	準用	〃
第 16 条	権利義務の承継	〃
第 17 条	維持管理	〃

第 3 章 施錠装置付共同住宅の取扱い

第 18 条	施錠装置付共同住宅	5 頁
第 19 条	適正検針の協力要請	〃
第 20 条	検針委託に係る施錠装置付共同住宅	〃

第 4 章 集中検針を実施する場合の手続

第 21 条	集中検針の適用	5 頁
第 22 条	集中検針用メーターの確認	6 頁
第 23 条	集中検針装置の管理責任者	〃
第 24 条	集中検針装置による検針から水道局貸与メーターによる検針への変更に 伴う各戸メーターの取替等	〃
第 25 条	集中検針装置の撤去	〃
第 26 条	その他	〃

附 則

実施期日	6 頁
経過措置	〃

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針の取扱いについての必要な事項は、条例、規則等に定めがある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 横浜市水道事業管理者をいう。
- (2) 申請者 各戸検針を受けるための申請（以下「申請」という。）を行う者をいう。
- (3) 共同住宅 建物の使用目的が日常生活を営むためのものであって、各戸の給水設備がそれぞれ独立したものである共同住宅（受水槽に直結する給水設備が設置されているものに限る。）をいう。
- (4) 各戸検針 個々の居住者からの給水申込みを受け、各戸メーターの指針を読み取ることによる検針、水道料金の算定等を行うことをいう。
- (5) 各戸メーター 受水槽に直結する各戸の給水設備に設置されている集中検針用メーター又は水道局貸与メーターをいう。
- (6) 集中検針用メーター 集中検針を行う際に使用する各戸メーターをいう。
- (7) 水道局貸与メーター 各戸検針を行うにあたり、水道局が貸与して設置する各戸メーターをいう。
- (8) 集中検針 各戸検針において、共同住宅の1棟又は同一敷地内の複数の共同住宅に設置している集中検針用メーターの計量値を、1箇所の集中検針装置で検針する方式をいう。
- (9) 集中検針装置 集中検針を行うための装置で、集中検針用メーター、集中検針盤及び配線等で構成される全てのものをいう。

第2章 各戸検針の諸手続

(申請者の資格)

第3条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 当該共同住宅の所有者
- (2) 当該共同住宅の管理組合の代表者

(申請手続)

第4条 各戸検針申請は、受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により行うものとする。この場合において、申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、管理者が必要でないと認める場合には、その一部を省略することができる。

- (1) 配管系統図 平面図及び立面図

(2) メーター部分拡大図及びメーター部分立体図

(3) 集中検針用メーター配線図

(適用基準)

第5条 適用の基準は、次に定めるところによる。

(1) 申請に係る建物の使用目的が日常生活を営むためのものであること。

(2) 各戸の給水設備がそれぞれ独立していること。

(3) 受水槽に直結する給水設備が、管理者の指定する各戸検針に係る受水槽に直結する給水設備設置指針（以下「設備指針」という。）及び横浜市水道局給水装置工事設計・施工指針の基準を満たしていること。

2 管理者は、申請を受けた場合、前項に規定する基準に適合することの確認を行うものとする。

(完了検査及び回答)

第6条 管理者は、前条第1項に規定する適用基準及び次の要件を満たしている場合、給水装置及び受水槽に直結する給水設備（以下「受水槽等」という。）の完了検査を行うものとする。

(1) 給水装置工事が完了していること。

(2) 申請に係る共同住宅の水道利用加入金が納入済みであること。

(3) 新たに設置した受水槽等の洗浄水として使用した水量を給水設備洗浄用水量等申告書（第12号様式）により管理者に申告し、その水道料金が納入済みであること。

2 管理者は、前項の完了検査に合格した場合には、各戸検針を行うことを受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針回答書（第2号様式）により回答するものとする。

3 管理者は、各戸検針の実施日について、申請者と協議して定めるものとする。

(各戸メーターの設置)

第7条 管理者は、前条第1項の完了検査に合格した場合には、水道局貸与メーターを設置するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が集中検針装置による集中検針を希望する場合は、集中検針用メーターを申請者が設置するものとする。

(工事代理人の選定等)

第8条 申請者は、受水槽に直結する給水設備の設置工事及び集中検針装置の設置工事に係る手続を処理するため、工事代理人を選定し、工事代理人選定（変更）届（第4号様式）により管理者に届け出なければならない。

2 工事代理人は、受水槽に直結する給水設備の設置工事及び集中検針装置の設置工事に關し、第4条に規定する申請書に添付した図面に変更が生じる場合は、事前に管理者と協議するものとする。

3 申請者は、第1項に規定する工事代理人を変更する場合は、速やかに工事代理人選定（変更）届により管理者に届け出なければならない。

4 申請者は、管理者が工事代理人を不適当であると認めたときは、適当な者に変更しなければならない。

(連絡責任者の選定等)

第9条 申請者は、各戸検針に係る手続を処理するため、当該共同住宅における各戸メーターの使用開始までに、連絡責任者を選定し、連絡責任者選定（変更）届（第5号様式）により管理者に届け出なければならない。

2 連絡責任者は、申請者に代わり管理者との事務の取次ぎを行うものとする。

3 申請者は、連絡責任者に変更があった場合は、速やかに連絡責任者選定（変更）届により管理者に届け出なければならない。

4 申請者は、管理者が連絡責任者を不適当であると認めたときは、適当な者に変更しなければならない。

（共同住宅の使用者名簿の提出）

第10条 申請者は、各戸メーターの使用開始時までに、申請に係る共同住宅において各戸検針により給水を受ける者又は受ける予定の者の氏名、家屋番号等を、共同住宅の使用（予定）者名簿（第6号様式）により管理者に届け出なければならない。

（水道メーターの検定有効期間満了に伴う取替え）

第11条 管理者は、計量法（平成4年法律第51号）第72条第2項で規定する水道メーターの検定有効期間が満了する前に、水道局貸与メーターを取り替えるものとする。

2 申請者は、前項に規定する水道局貸与メーターの取替えの際に、給水設備の配管の老朽化により取替えに支障がある場合には、管理者が指定する期日までに配管の更新工事を実施しなければならない。

3 集中検針用メーターについては、第1項の規定にかかわらず、申請者が検定有効期間の満了前に取り替えるものとする。

（申請者の届出義務）

第12条 申請者は、次の第1号から第6号までのいずれかに該当する場合は、受水槽に直結する給水設備工事等届出書（第9号様式）、第7号に該当する場合は、受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取消・中止届（第10号様式）及び第8号に該当する場合は、給水設備洗浄用水量等申告書により、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 受水槽に直結する給水設備の新設工事を施行しようとするとき。

(2) 受水槽に直結する給水設備の増設、改造及び撤去工事を施行しようとするとき。

(3) 受水槽に直結する給水設備の更生工事を施行しようとするとき。

(4) 消火栓を消火演習に使用するとき。

(5) 消火栓を消火に使用したとき。

(6) 受水槽等の清掃をするとき。

(7) 各戸検針の申込みを取り消し、又は既に実施している各戸検針を中止するとき。

(8) 受水槽等の清掃が終了したとき。

（受水槽等の洗浄）

第13条 受水槽等を洗浄する際は、管理者が料金算定のために給水装置に設置した水道メーター（以下「管理水道メーターという。」）を通過した水道水を使用するものとする。ただし、当該受水槽の付近に管理水道メーターを通過した共用水栓などがない等の事情により、管理水道メーターを通過した水道水の使用が不可能な場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては清掃前の受水槽に貯水されていた水道水で各戸メーターを通過することなく排出した水量（以下「清掃前排出水量」という。）を、前項ただし書の場合においては清掃前排出水量及び受水槽等の洗浄に使用した水道水の水量の合計（以下「合計水量」という。）を、給水設備洗浄用水量等申告書により管理者に申告しなければならない。
- 3 清掃前排出水量及び受水槽等の清掃時の汚水の排出量については、下水道河川局が別に定める様式を用いて申告しなければならない。

（受水槽等の洗浄水量料金の取扱い）

第14条 受水槽等の清掃に関して給水設備洗浄用水量等申告書による申告があった場合について、横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号。以下「条例」という。）第31条第2項に基づき管理者が定める料金は、当該申告があった清掃前排出水量又は合計水量（以下「合計水量等」という。）につき、次の表に掲げる基本料金の額と従量料金との合計額に1.1を乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

基本 料金	従量料金（1立方メートルにつき）							
	合計水量等8立方メートルまでの分	合計水量等8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	合計水量等10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	合計水量等20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	合計水量等30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	合計水量等50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	合計水量等100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	合計水量300立方メートルを超える分
425円	4円	48円	177円	253円	301円	327円	358円	413円

（準用）

第15条 条例の規定は、横浜市水道局が各戸検針を実施する共同住宅に居住する個々の居住者（以下「居住者」という。）との給水契約を締結する場合について準用する。

（権利義務の承継）

第16条 申請者は、申請の後において申請者としての資格を失った場合は、新たに第3条に掲げる申請資格を持った者に申請及び各戸検針の実施における権利義務を承継させなければならない。

- 2 前項の規定により権利義務を承継した申請者は、受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針申請者承継届（第11号様式）により管理者に届け出なければならない。

（維持管理）

第17条 受水槽に直結する給水設備の維持管理及び水質の保持については、申請者が建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、水道法（昭和32年法律第177号）、条例その他の法令等に基づく責務を果たすものとし、管理者はその責めを負わないものとする。

- 2 申請者は、各戸メーターを亡失し、又は毀損することのないように保管するものとする。ただし、通常の使用状況における水道局貸与メーター故障時の取替え及び計量法（平成4年

法律第 51 号) 第 72 条第 2 項に規定する検定有効期間が満了する前に行う水道局貸与メーターの取替えは管理者が行う。

第 3 章 施錠装置付共同住宅の取扱い

(施錠装置付共同住宅)

第 18 条 申請者は、各戸検針を受けようとする共同住宅が、当該共同住宅の内部と外部が、施錠装置が付いた扉等で仕切られているもの（以下「施錠装置付共同住宅」という。）である場合は、各戸検針の円滑な運用のため、当該施錠装置の解錠方法を、施錠装置付共同住宅に係る施錠装置の解錠方法（解錠方法の変更）届出書（第 7 号様式）により管理者に届け出なければならない。

- 2 申請者は、前項の規定により管理者に届け出た解錠方法を変更する場合は、速やかに施錠装置付共同住宅に係る施錠装置の解錠方法（解錠方法の変更）届出書により、管理者に変更後の解錠方法を届け出なければならない。

(適正検針の協力要請)

第 19 条 施錠装置付共同住宅において、施錠装置の付いている扉等の開放に申請者、使用者又は共同住宅の管理人等が協力しない場合には、管理者は、連絡責任者に対して協力を要請するものとする。

- 2 前項の協力の要請は、既に各戸検針を行っている共同住宅に係るものについては、水道メーター点検等に係るご協力をお願い（第 13 号様式）により、新たに各戸検針を行う共同住宅に係るものについては、届出義務の履行について（通知）（第 14 号様式）により行うものとする。

(検針委託に係る施錠装置付共同住宅)

第 20 条 施錠装置付共同住宅に係る前条第 1 項に規定する協力の要請を行うに当たっては、水道メーター検針業務及び料金整理業務受託事業者（以下「受託者」という。）から管理者に対し、施錠装置付共同住宅（オートロックマンション）の適正検針に係る手続依頼書（第 15 号様式）を提出するものとする

- 2 管理者は、前項の依頼書の提出を受けた場合は、速やかに当該共同住宅が所在する区域を所管する給水サービス部水道事務所に対し、連絡責任者へ協力の要請を行うよう指示するものとする。
- 3 管理者は、前 2 項に基づき連絡責任者に対し協力の要請をしたときは、受託者に対し、その処理について施錠装置付共同住宅（オートロックマンション）の適正検針に係る手続回答書（第 16 号様式）により回答するものとする。

第 4 章 集中検針を実施する場合の手続

(集中検針の適用)

第 21 条 集中検針方式は、申請者から集中検針の要望がある場合に限り、集中検針装置設置に

関する協定書（第 17 号様式）の締結を条件に適用するものとする。

- 2 前項の規定により協定を締結して設置した集中検針装置の維持管理及び更新・改良については、全て申請者の費用負担で行うものとする。

（集中検針用メーターの確認）

第22条 集中検針用メーターについては、設備指針に規定する型式のものでなければならない。

- 2 申請者は、設置する集中検針用メーターが前項に規定する型式に適合することを証明するため、管理者に集中検針用メーター適合証明書（第 19 号様式）を提出するものとする。

（集中検針装置の管理責任者）

第 23 条 集中検針装置の管理責任者の届出は、集中検針装置管理責任者選定（変更）届（第 18 号様式）により、行うものとする。

（集中検針装置による検針から水道局貸与メーターによる検針への変更に伴う各戸メーターの取替等）

第 24 条 申請者の事情により、集中検針装置による集中検針から水道局貸与メーターによる各戸検針に変更する場合には、申請者は、集中検針用メーターの検定有効期間が満了する 3 か月前までに管理者に申出を行うものとする。

- 2 管理者は、前項に規定する申出があったとき又は申請者による集中検針装置の維持管理及び更新・改良等を行うことができないと判断したときは、集中検針用メーターの検定有効期間が満了する前までに水道局貸与メーターに取り替えるものとする。

- 3 申請者は、前項の規定により管理者が水道局貸与メーターに取り替える場合において、取り外した集中検針用メーターの処分を管理者へ依頼するときは、各戸メーター譲渡申出書（第 20 号様式）により、集中検針用メーターを管理者に無償で譲渡するものとする。

（集中検針装置の撤去）

第 25 条 集中検針装置による集中検針から水道局貸与メーターによる検針に変更した場合に、集中検針装置（集中検針用メーターを除く。）を撤去する必要があるときは、申請者の費用負担で行うものとする。

（その他）

第 26 条 管理者は、この要綱を変更した場合には、変更内容を速やかに申請者に通知するものとする。

附 則（令和 7 年 4 月 24 日局長決裁）

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱の実施の日前にこの要綱による改正前の受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱第 7 条に規定する証明書の提出があったものについては、なお従前の例による。